

議案第10号

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり定める。

平成27年8月28日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 栗山 正隆

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の
施行に伴い、特定個人情報の取扱いについて必要な措置を講じる等の必要があ
るので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
第1条 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。））」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第8条第1項各号列記以外の部分中「て、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

第8条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、特定個人情報を当該実施機関内で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的を超えて特定個人情報を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（提供先に対する措置要求）

第8条の3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

第13条第2項各号列記以外の部分中「法定代理人」の次に「(特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次条第2項並びに第15条第2号及び第9号において「代理人」という。)」を加える。

第14条第2項中「その法定代理人」を「代理人」に改める。

第15条第2号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改め、同条第9号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「当該未成年者又は成年被後見人」を「当該本人」に改める。

第21条中「ただし書き」を「ただし書」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

(個人情報の提供先への通知)

第28条の2 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

第29条第1項中「個人情報を実施機関が第7条の規定に違反して収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、その消去」を「個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に掲げる措置」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の規定による消去、利用又は提供の停止」を「前項各号に掲げる措置」に改め、同項を同条第2項とし、同条第1項に次の3号を加える。

- (1) 第7条第1項、第2項、第3項若しくは第4項又は番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき 当該個人情報の消去
- (2) 第8条第1項若しくは第2項若しくは第8条の2の規定に違反して利用され、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)

に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止

- (3) 第8条第1項若しくは第2項又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

第34条第5項中「第14条第2項及び第3項」を「第13条第2項並びに第14条第2項及び第3項」に改める。

第43条第2項第1号中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。次号において同じ。)」を加える。

第2条 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第2項中「特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。次項において同じ。)」を加える。

第8条の3中「に個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第28条の2中「提供先」の次に「(情報提供等記録の提供先にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第29条第1項各号列記以外の部分中「個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第2条第3項及び第21条の改正規定 公布の日
(2) 第1条の規定(第2条第3項及び第21条の改正規定を除く。) 平成2

7年10月5日

- (3) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日